

里庄町広告掲載条例

(目的)

第1条 この条例は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、町の新たな財源を確保するとともに、民間企業等との協働により町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう
 - ア 町の広報印刷物
 - イ その他広告媒体として活用できる資産で、別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう
- (3) 広告主 広告媒体に広告を掲載又は掲出する者をいう

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動に関するもの
- (5) 宗教活動に関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 町税等を滞納している者の広告
- (9) その他、広告掲載が不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載ができる広告に関する基準は、別に定める。

(広告料金)

第4条 町は広告掲載の対価として、広告主から広告料金を徴収する。

2 広告料金の額は、広告媒体ごとに別に定める。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合はこの限りではない。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、各広告媒体ごとに別に定める。

(広告の承認等)

第6条 広告掲載を希望する者は、申請書類に見本を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認にあたっては、必要な事項について審査し、承認を行うに際して、広告仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。広告募集、選定等の方法については、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

(広告の責任等)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(その他)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。